

庄戸中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会会則

名称

第1条 本会は、庄戸中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会（以下、委員会）と称する。

趣旨

第2条 委員会は、庄戸中学校区内の学校・家庭及び地域が連携し、児童・生徒をはじめとする青少年（以下、青少年という）の問題行動等の防止及び健全育成を図るため第3条に掲げる事業を実施する。

事業

第3条 委員会が行う事業は次のとおりとする。

- (1) 学校が中心とした事業
 - ア 家庭教育を目的とした学級・講座・セミナー等の開催
 - イ 授業参観
 - ウ 特別教育相談事業
 - エ 生徒指導（補導）
- (2) 青少年の問題行動防止のための事業
 - ア 万引き、自転車等の盗難防止
 - イ シンナー・ボンド等薬物乱用防止事業
 - ウ パトロールの実施
 - エ 有害図書等自販機の撤去
 - オ その他青少年の問題行動防止事業
- (3) 青少年の健全育成のための事業
 - ア さわやか運動等地域の環境美化運動
 - イ 情操教育の推進及び勤労体験学習の実施
 - ウ 高齢者交流事業
 - エ 世代間交流事業
 - オ 障害者交流事業
 - カ 親子交流事業
 - キ 健全育成ミニ集会の開催
 - ク その他青少年の健全育成事業
- (4) 情報の提供

事務所

第4条 委員会は、事務局を庄戸中学校に置く。

組織

第5条 委員会は、次の団体及び機関を代表する委員で組織する。

- (1) 小、中学校
- (2) P T A
- (3) 自治会、町内会
- (4) 婦人団体
- (5) 青少年指導員連絡協議会
- (6) 体育指導員連絡協議会
- (7) 区保護司会
- (8) 民生委員児童委員協議会連合会
- (9) 少年補導員会（警察署単位）
- (10) 警察署
- (11) その他関係団体及び機関

役員

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 副委員長 若干名
- (4) 事務局 若干名

役員の仕事

- 第7条
- 1 顧問は会の諮問、相談に応じ事業の発展を図る。
 - 2 委員長は委員会を代表し、その会務を統括する。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

役員を選任

第8条 委員長は庄戸中学校長があたる。副委員長は、委員の互選により決める。
また、事務局員は庄戸中学校職員とPTA役員があたる。

委員会の会議

第9条 委員会の会議（以下「委員会議」という）は、原則として年1回以上開催するものとし、招集は委員長が行い、第3条に定める事業に関し協議する。

経費

第10条 委員会の経費は、栄区からの交付金をもって充てる。

栄区交付金

第11条 委員長は、栄区に対して、事業計画書および事業報告書ならびに収入及び支出の報告・承認を受け、委員会へ報告する。

委任

第12条 この会則の施行に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この会則は昭和61年7月12日から施行する。
- 2 会則の変更は、実行委員会においてこれを承認する。
- 3 平成4年2月21日 会則一部改正、施行。
- 4 平成9年4月1日 会則一部改正、施行。
- 5 平成18年4月1日 会則一部改正、施行。